

都市計画税の用途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
1 款 町税	5 項 都市計 画税	1 目 都市計 画税	現年課税分	298,742
			滞納繰越分	2,153
計				300,895

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計 画費	1 目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事務 費	1,702			1,702	154
			都市整備課職員人件費	15,933	95	542	15,296	8,783
			都市整備課（事業費支 弁）職員人件費	19,546			19,546	19,546
		3 目 下水道 費	下水道事業費	304,521			304,521	280,840
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	72,058	8,810		63,248	16,656
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る 償還元金）	8,112			8,112	8,112
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る 償還利子）	160			160	160
計				422,032	8,905	542	412,585	334,251